

橿原神宮外苑の形成と体育・スポーツ施設

— 日本的奉納競技空間の近代的展開 —

藤田大誠

一 はじめに

現在、奈良県橿原市畝傍町に所在する「奈良県立橿原公苑」は、陸上競技場、多目的広場、健康遊具、壁打ちボード、野球場（佐藤薬品スタジアム）、第一体育館（ジェイテクトアリーナ奈良、第二体育館、相撲場、弓道場（近代的）、柔剣道場（利用廃止）、庭球場（フットサルコート、弓道遠的）、ジョギング&サイクリングステーション、ジョギングコース（内周、外周）、明日香庭球場（高市郡明日香村小山に所在）などの設備を有する総合運動公園である。¹⁾

この総合運動公園は、「紀元二千六百年」に当たる昭和十五年（一九四〇）二月四日に創設され、「古典に近代味を加へた宿泊体験訓育をめざす理想的施設」を備へた「東洋一を誇る綜合大道場」と謳はれた文化・体育施設の奈良県営「橿原道場」（大運動場、野外公堂、相撲場、大和国史館、建国会館、弓道場、八絃寮、橿原文庫、橿原農園、紫光館）が、同二十三年十一月一日に奈良県教育委員会に移管、同二十四年七月十二日に奈良県立「橿原公苑」と改称され、以後苑内諸施設の改修や新設などによる整備拡充を経て現在に至つてゐる。³⁾

橿原道場創設を起点とする橿原公苑が五十周年を迎へた平成二年（一九九〇）に発行された記念書籍には、「橿原公苑

の前身である檀原道場、さらに、歴史をさかのぼって大正時代に設置された畝傍公園運動場は、檀原神宮の外苑に設置されたものである。このため、その後のグラウンドの設置及び拡張等は、檀原神宮の神域の拡張と大いに関係するものである」と記されてゐる。⁽⁴⁾「檀原公苑」における体育・スポーツ施設は、「檀原神宮」といふ神社なくしては決して存在し得なかつた空間であり、その前史には、檀原神宮宮域拡張の展開に基づく「檀原神宮外苑」の形成とそこに設けられた「畝傍公園運動場」から「檀原道場」への展開があつた。

「紀元二千六百年」の前年に当たつて「建国の聖地」を巡歴する人々のために編まれた冊子には、「建国奉仕隊の集団浄行によつて拓かれた神宮外苑一帯の地は「若き日本」を培ふ日本青年の大道場」と記され、「檀原神宮外苑略図」が掲載されてゐる。⁽⁵⁾「建国奉仕隊」とは、「檀原神宮境域並畝傍山東北陵々域整備及外苑設備」の工作に奉仕するため昭和十三年六月八日に結成された勤労奉仕隊のこと、⁽⁶⁾「日本青年の大道場」とは、「建国奉仕による広大な外苑」に設けられた「日本の将来を背負ふ中堅青年の一大修養道場たる檀原道場」のことである。⁽⁷⁾

「檀原道場」の成立過程については、主に『かゝやく紀元二千六百年』や『奈良県政七十年史』、『檀原市史 本編 上巻』に依拠した檀原公苑五十周年記念史に概観されてゐる。⁽⁸⁾また、「紀元二千六百年」事業を皇室ブランドと経済発展から論じた古川隆久の議論を下敷きにした渡邊昌史は、官民双方の論理に焦点を当てて「国民統合」とスポーツツーリズムの観点からその経緯を跡付けてゐる。⁽⁹⁾しかし、いづれも「紀元二千六百年」前後からの概観に留まり、大正期における檀原神宮外苑形成過程の詳細は未だ検討の余地を残してゐる。

一方、神社と都市の空間整備事業に関する近代史といふ視座から、伊勢の神宮における明治期の「神苑会」や昭和戦前期の「神都計画」、明治神宮外苑との関係も視野に入れつつ、檀原神宮外苑に言及した先行研究も見られる。例へば、「一八八〇年代以降に、京都御苑、伊勢神宮・熱田神宮神苑、皇居とその周辺、そして畝傍山とその山麓といつた天皇制にかかわる清浄なる空間・景観が整備されてゆくことが、全体として連鎖・連動しているのではないかと



図1 明治神宮外苑
 出典：『アサヒ・スポーツ』第7巻第24号(昭和4年)

る。¹⁴⁾しかし、これらの先行研究は、いづれも檀原神宮「外苑」の形成過程に焦点を当てた論考とは言へない。

さて、大正期に官民共同の国家的・国民的プロジェクトとして造営された「官幣大社明治神宮(同九年創建)は、社殿や鎮守の杜を持つ狭義の神社境内としての「内苑」に加へ、日本的奉納競技の近代的展開を最大規模に体现した空間、即ち聖徳記念絵画館などの文化施設や同十三年竣工の競技場(現・国立競技場)を中心に野球場、相撲場、水泳場などを備へたスポーツコンプレックス(体育・スポーツ施設)でもある附属空間「外苑」(同十五年竣工)(図1)を設けた初めての神社であった。¹⁵⁾筆者は、体育・スポーツ史と神道史とを架橋する視座を確保した上で、(日本の「奉納競技」(祭典競技・神前スポーツ)の近代的展開)に関する総合的研究が必要不可欠であると考へて研究を進めてきた。¹⁶⁾また、

いう見通し」のもと、「明治神宮外苑のメモリアルパークにならって、檀原神宮においても外苑運動場・大和国史館・外苑野外公堂・八紘寮・檀原文庫といった諸施設が、勤勞奉仕によって建設された」と指摘した高木博志の研究がある。¹⁷⁾また、「風致地区」概念形成の文脈から検討した論考や奈良県都市研究会の概説的記述などの都市計画史の観点から考察した研究動向もある。とりわけ永瀬節治は、紀元二千六百年記念事業として実施された檀原神宮をめぐる一連の空間整備事業の経緯を詳細に跡付け、「緑地(苑地・樹林地)、公園(文化体育施設)、鉄道駅、計画的な街路網、商店と住宅が並ぶ市街地を含む、計画的かつ地域性の付与された空間計画が実現されており、また国・県・鉄道事業者の連携と、地元住民の協力により短期間(引用者註・「に」抜け)実現を見た点で特筆される」と論じた上で、「戦前期における観光都市の基盤整備の一つの到達点」と評してをり、注目され

青井哲人が提起した「都市(特に植民都市)施設としての神社(境内)⁽¹⁸⁾」や筆者自身が強調してきた「公共空間としての神社(境内)⁽¹⁹⁾」といふ観点を前提として、「日本の奉納競技空間の近代的展開」を生み出した「都市としての明治神宮(内苑・外苑)」といふ体系、モデルとして捉へる視点を打ち出し、宮城や靖國神社との相互的影響関係に基づく明治神宮の「外苑」創出過程こそが、大正期以降の神社に附属された新たな「公共空間」の形成、伝播、移植、変容といふ現象を意味し、以後も各所に影響を与へたと論じてきた。⁽¹⁹⁾

それ故、〈日本の奉納競技空間の近代的展開〉の重要事例である檀原神宮「外苑」の形成史も、「都市としての明治神宮(内苑+外苑)」といふ補助線を引きつつ跡付けてゆく必要がある。本稿では、「檀原道場」の前史に当たる時期に焦点を当てて、檀原神宮外苑として成立した「畝傍公園」の形成過程を検討したい。

一 檀原神宮の宮域拡張整備事業

「奈良県大和国高市郡白檀村」(現・奈良県檀原市久米町)を鎮座地とし、神武天皇・媛蹈鞰五十鈴媛皇后を祭神とする「官幣大社檀原神宮」は、明治二十三年(二八九〇)四月二日に御鎮座、創建された。⁽²⁰⁾『檀原神宮史』巻一の「序」(檀原神宮宮司長尾薫)には、檀原神宮の宮域拡張整備の過程が次の如く簡潔に纏められてゐる。

本神宮は御創宮このかた、たゆむことなく宮域の拡張整備と社殿の修築造宮とが継続して実施せられました。明治四十四年八月より開始せられた第一回事業は、大正十五年三月をもつて一応の完結をみたのでありましたが、其間において、「檀原神宮崇祀向上に関する建議案」が、大正九年二月第四十二回帝国議會に提出せられたものと相応して、第二回事業計画を大正十年二月四日上申、それが翌十一年三月第四十五帝国議會に建議案として可決せられましたところ、翌十二年九月の関東大震災のため諸般の計画中止のやむなきに至りましたが、やがて帝都

の復興にとまひ、昭和四年三月第五十六帝国議会において「熱田榿原明治の三神宮崇祀に関する建議」が行はれ、翌五年七月再度上申の第二回事業計画は、翌六年三月第五十九帝国議会においても提出可決せられたのであります。／＼これにつづいて、本神宮御鎮座五十周年を迎へる昭和十五年は、あたかも 皇祖神武天皇御即位紀元二千六百年にも相当いたしましたので、国を挙げての奉祝記念事業が計画せられ、とくに本神宮の御造営が国営事業として劃期的な計画のもとに実施せられてゐたのと併行して、奉祝会の事業による境域拡張と建造物修築の結果、壮麗な宮觀の整備をみるに至りましたのは、皇祖建国の聖地榿原宮を悠遠の太古の姿に復元すべく冀望した挙国的念願の結実と申すべきであります。⁽²⁾〔は改行〕

これに抛れば、継続的に行はれてきた近代における榿原神宮宮域拡張整備は、第一回事業と第二回事業、紀元二千六百年奉祝記念事業のもとで進められたことが分かるが、実はその前史として、畝傍山山麓の神武天皇陵と榿原神宮とを一体として捉へる神苑構想があつた。明治二十年代から三十年代にかけて、奥野陣七らの畝傍榿原教会をはじめとする民間の講社による「神苑会」開設運動などが展開されたが、西内成郷榿原神宮第四代宮司との間には軋轢が生じて次第に対立を深め（畝傍榿原教会の取消申請を行ふ一方、別途境内地拡張などを目的として全国的に寄附を募る敬神会としての榿原神宮附属の講社を組織するに至る）、さらにはこれら民間の動きを前提として、伊勢の神宮や熱田神宮の神苑を参考としつつ、「陵域宮境」（神武天皇陵と榿原神宮）全体の規模拡張、空間結合を視野に入れた奈良県庁主導の「畝傍神苑会」構想も計画されたが、榿原神宮の容れるところではなく、結局頓挫した。⁽³⁾但し、これらの動きは明治末期以降本格化する榿原神宮主導による宮域拡張整備とは直接の繋がりはない。

なほ、明治二十六年四月二日の榿原神宮「私祭」（御鎮座記念祭 ※勅使〔奉幣使〕参向の例祭は二月十一日）には、奥野陣七の申し出が許可されて「競馬并煙火奉納」が行はれてをり、以後も同様の記録が見られるが、同三十一年四月三日の神武天皇祭遙拜式では、降雨のため予定されてゐた「煙火之奉納有志撃剣会」が流れてゐる。⁽³⁾

未公開の『幻の檀原神宮史』である『昭和二十一年稿 檀原神宮史』における「建物修築及境域拡張」の概説では、大きく①「明治三十五年より明治四十三年まで」、②「明治四十四年より大正十五年まで」、③「昭和二年より同十五年まで」の三期に分けて記述してゐる。⁽²⁴⁾ ①は、西内成郷第四代宮司（明治三十五年二月三日～明治四十四年四月二日帰幽）の在任時期、②③は、桑原芳樹第五代宮司（明治四十四年四月二十七日～大正六年十二月二十七日）、吉田豊第六代宮司（大正六年十二月二十七日～同七年十一月十八日）、菟田茂丸第七代宮司（大正七年十一月十八日～昭和六年四月三十日）、高松四郎第八代宮司（昭和六年四月三十日～同九年四月十一日）、長谷外余男第九代宮司（昭和九年四月十一日～同十一年六月十七日）、副島知一第十代宮司（昭和十一年六月十七日～同十二年八月二十八日）、菟田茂丸第十一代宮司（昭和十二年八月二十八日～同十七年六月二十九日）の在任時期であつた。⁽²⁵⁾

次に、『昭和二十一年稿 檀原神宮史』から境内地の変遷に関して簡潔に整理した記述を抜き出しておく。

創立当初、西内成郷の献納に係る五十六坪と宮内省買上地一万五千九百五十四坪が檀原御料地として奈良県にその管理を委託されたのが根幹となり、これが明治三十五年十二月二十四日官有地第一種神地となつて境内地に編入された。その際境内地の面積は、実測二万二千九百二十九坪であつた。その後大正三年より昭和三年に至る間、前後八回に亘つて民有地一万六千三百七十三坪及び大正九年八月二十二日宮内省下附地七百八十七坪を加へて三万三千七百七十坪となり、紀元二千六百年の昭和十五年には、境内地拡張が完了され、奉祝会拡張地六万八千五百九十八坪、国費買収地三万九千九百七十四坪九合八勺、元畝傍御料地四千二百八十五坪、元畝傍公園地二万二千八百四坪、在来社有地一千九百坪を総計して、十六万九千三百三十坪余を算するに至つた。／＼かくて境域は、北は畝傍山及び畝傍山東北陵々域に接続し、西は懿徳天皇御陵参道以東の山林一帯を背景とし、南は深田池全部を含めて南側一帯の山林に及び、東は櫻川を隔てて奈良県宮檀原神宮外苑に接続するに至つたのである。⁽²⁶⁾〔は改行〕

檀原神宮の宮域規模拡張事業が開始されるのは、西内成郷第四代宮司（大神神社宮司兼任）が東京からの帰途、京都駅

で列車から転落し、それが原因で帰幽したことから、明治四十四年四月二十七日に桑原芳樹（神宮少宮司休職後、当時は伊勢二見に隠棲してゐた）が第五代宮司（当初は大神神社宮司兼任、明治四十五年四月十七日付で檀原神宮宮司専任となる）に赴任して以降、つまり先述した②の時期からであつた。

後に「桑原芳樹宮司として赴任するや、神威の尊厳を保ち、靈域の神聖を保持する能はざる現状を慨し、奮然起つて大いに神域の拡張、附属建造物の修築、靈境の風致等種々施設を企劃し、事業の準備に着手したのである」と顧みられた如く、当時の檀原神宮は、交通不便の地で参拝者は少なく、また経費も乏しく社殿など建物の修繕も行き届いてをらず、社頭も余りに粗末であつたため、それを嘆じた桑原宮司は、境内地拡張と模様替を企図して政府への働きかけや各地の一般有志者に寄附を募るなど東奔西走し、国費及び共通金（官国幣社共通管繕費）の支出、「講社員醸金及び一般寄附」を財源とする七十万円の予算を計上する計画を立てた。

桑原宮司は、原敬内務大臣に対し、明治四十五年二月二十二日付「檀原神宮境域規模拡張ノ儀ニ付上申」や同年三月二十二日付「共通金支弁管繕之儀ニ付申請」を行つた。さらに同年七月には、檀原神宮に附属する講社（社務所内に事務所本部）を拡張するために規約を改正、「協賛ノ力ニ抛リ宮域ヲ莊嚴ニシ、附属建造物ヲ完備シ、延イテ宮域附近ヲ清潔ニシ、靈境ノ風致ヲ保持セム事ヲ企図」し、全国を七区に分ち（台湾、朝鮮、満洲をも含む）、講員を募集して醸金を求めた。かくて大正二年には、九月二十九日に宮内省より二万円の御下賜と十一月二十一日に皇族方より千円の御寄附があり、同四年六月二十八日には国庫より社殿建物修築及境内規模拡張費（同年度より六箇年度に互る継続費）として十八万四千六百円が下附されたが、さらに川口彦治奈良県知事の同意を得て社債を起こし、「神武天皇二千五百年祭」に当たる大正四年四月までには、御下賜金による土地買取と参道改修、鏡池埋め立て、共通金による玉垣改増築、講社費による神門及び透塀工事・大鳥居建設、神苑地均作業が完了した。これらの事業により、「大正四年（一九一五）神域の景相が全く一変して、雄大莊嚴の觀を呈するようになった」との指摘もある。

なほ、桑原宮司は大正三年十二月七日、波多野敬直宮内大臣に対して「御料山ヲ境域ニ附セラレ度件ニ付願」を提出し、伊勢の神宮（内宮・外宮）における神路山・高倉山や春日神社における春日山の事例と同様に、畝傍山金山を檀原神宮の境内地に編入して欲しい旨を願ひ出、同五年十二月にも同趣旨（畝傍山御料地管理委託）の上願をしてゐるが、いづれも却下されてゐる（但し、同九年八月二十二日に畝傍山御料地の一部が境内地に下附された²⁴⁾）。

大正六年六月十日には勅使館・齋館・社務所が落成したが、桑原は同年七月二日に母校である東京の皇典講究所（國學院大學の経営母体）の幹事長を嘱託されて転任し、同年十二月二十七日には吉田豊（國幣中社鶴岡八幡宮宮司）が檀原神宮宮司の任に就いた。²⁵⁾しかし吉田は病弱のため一年も経たずして官幣大社香椎宮宮司に転じたため、同七年十一月十八日、その後任として菟田茂丸（國幣小社沼名前神宮宮司）が宮司に任ぜられた。²⁶⁾

後年、「神宮規模拡張事業（桑原・菟田宮司時代）」と評された如く、桑原宮司により始められた拡張事業は菟田宮司に継承され、先述の如く、大正七年から昭和六年まで（第七代宮司時代）と昭和十二年から同十七年まで（第十一代宮司時代）の二回に互つて長期間主導的立場にあり、当該事業を強力に推進した。

第一次世界大戦による物価暴騰にあつて、当時の募集状況では予定通り事業を完成させることは不可能と考へた菟田宮司は、苦慮した結果、「夫れ神武天皇は皇室の太祖たると共に、又日本国民の太祖先たり、されば神武天皇の神靈を奉斎せる檀原神宮は、国民の大氏神にして、国民は当神宮の大氏子たりともいふべし。故にかゝる特別の場合なるを以て、大氏子費として日本国民人口一人に付金弍錢の寄附募集方を如上の精神的意味に於て、大氏子惣代たるべき各府県長官に懇請せんとの新方法を案出し、内地は勿論台湾朝鮮滿洲等に至る迄普ねく出張右寄附募集依託に奔走²⁸⁾した。この寄附募集は良好な成績を挙げたが、物価高騰は極度に達したため不足の状態は改善されず、大正九年三月十九日にさらなる国費の増加下附を床次竹二郎内務大臣に申請した結果、同年八月十六日と同十年四月二十六日に臨時神社費より下附され、これらと御下賜金や皇族御寄附金、講社収入金、寄附金収入金、官國幣社共通金などを

合はせた累計は九十九万五百円弱にもなり、さらには御料地御下賜や土地工作物植樹労力等の寄附などもあつて、大正十二年九月に勃発した関東大震災により東京・関東地方で予約されてゐた寄附金約十三万円が未収入となつたものの、明治末期以来の第一回事業としては、大正十五年三月までにその大部分を遂行することが出来たのである。⁽³⁹⁾

しかし、第一回事業段階では未だ、檀原神宮「外苑」や体育・スポーツ施設の構想は含まれてゐなかつた。

三 檀原神宮「外苑」としての畝傍公園

檀原神宮の第一回事業は、明治末期以来の桑原芳樹第五代宮司による宮域拡張構想を菟田茂丸第七代宮司が引き継いでその大部分を完成させた。しかし、菟田宮司も独自の構想を抱いてゐた。菟田宮司は、独自の檀原神宮拡張整備構想を実現すべく、大正九年頃から帝国議會議員を通じた運動を始めるが、同年正月以後に作成された実業家金原明善宛の書翰文案では、檀原神宮を「伊勢神宮ニ亜ゲ宮柄」と位置付けた上で、「大正九年度ニ於テハ明治神宮ノ經費并職制モ御制定可相成趣前年来仄ニ漏レ承リ候不取敢客年十一月内務大臣ニ対シ国庫供進金増額下附ノ儀稟請致置候次第ニ御座候」と記す如く、同年十一月に創建される明治神宮の動向を強く意識してゐた。⁽⁴⁰⁾ 菟田宮司の草案に基づいて奈良県選出の代議士片山太郎が提出した第四十二回帝国議會議院での「檀原神宮崇祀向上ニ関スル建議案」の説明でも「檀原神宮ハ目下御建設中ノ明治神宮ト共ニ、伊勢大廟ニ亜ギマスル尊イ宮」と表現されてゐる。⁽⁴¹⁾ この頃から、伊勢の神宮と明治神宮を引き合ひに出しつつ、檀原神宮の待遇向上を図らうとする言説が見られるやうになる。⁽⁴²⁾

菟田宮司は、未だ第一回拡張整備事業が施行中の大正十年二月四日、新たに事業費総額五百二十七万八千七百円の「檀原神宮第二回宮域規模拡張ノ儀ニ付上申」(檀第一七二号)を次の如く水野鍊太郎内務大臣に申請した。⁽⁴³⁾ 第二回拡張事業を企画した理由は、端的に言へば、檀原神宮境内、宮域規模の狭隘さ(収容能力の低さ)を解消することにあつた。

すでに急増し続けてゐる参拝者といふ実態がその背景にあつたが、近い将来、複数の交通機関（軌道・鉄道）が当地に延伸して来るに伴ひ、際限なく参拝者が押し寄せることが想定されて早晚それを収容する余地が無くなり、また当地の繁栄・発展によつて神宮周辺が「殷賑の巷」と化せば、神威の尊厳や宮域の神聖、風致の保持も益々困難になるといふ危機感が示されてゐる。注目すべきは、市街地を取り除いた拡張事業の困難さの先例として「出雲大社等」を挙げてゐること、さらには「伊勢神宮及明治神宮に對比シ得べき程度ニ於テ更ニ永遠ノ大計ヲ樹テ第二回拡張事業ヲ企画」してゐること、そしてこの申請時点では「外苑運動場」への言及は見られないことである。

大正十年三月二十三日、第四十四回帝国議会衆議院で「檀原神宮第二回宮域拡張及建物修築ニ関スル建議案」を提出した岡山県選出の小橋藻三衛は、「伊勢神宮明治神宮ト共ニ三大神宮トシテ国民崇敬ノ中心」である檀原神宮に対する伊勢・明治の両神宮と遜色のない計画を切望してゐる。⁴⁵ 同十一年三月四日にも前年と全く同名の建議案が岡山県選出の高草美代藏と奈良県選出の八木逸郎から提出され、同月七日には両建議案を一括し、国費より五百二十七万円の費額を支出することについて満場一致を以て可決、政府送付となつて具体化も間近と思はれたが、同十二年九月一日の関東大震災によつて国費支出は中止の已む無きに至り、本事業の帰趨は不透明なものとなつてしまつた。⁴⁶

この後、檀原神宮「外苑」としての畝傍公園が成立する。後年の檀原神宮における回顧や従来の研究では、畝傍公園成立の直接的原因を震災による拡張事業の頓挫に求めるかのやうな記述がなされてきた。

震災による事業計画頓挫直後の状況を『昭和二十一年稿 檀原神宮史』は、「此処に於いて、神宮に於いては、社殿及び附属建設物及び神域拡張工事の既に一段落を来した実情に即して、茲に第一回拡張工事の終結を計らんとし、寄附金其他の残額金二十三万六千余円を奈良県に寄贈し、県宮事業として神宮前東南方土地約四万坪を買収し、神宮外苑とも称すべき畝傍公園を設置して、その局を結んだ」と記す。⁴⁷ これに拠れば、震災を契機として「神宮外苑とも称すべき畝傍公園」が成立したやうに捉へられる。実際、これに先立つ菟田宮司の記述からもそのやうに読める。

菟田宮司は大正十五年一月、「其の際、第一回の事業の一項目である国費神楽殿建築費拾四万有余円は、現在の境内地に適當の場所が見当らざるため、右の工費を差当り必要なる土地買収に振当て、神楽殿は後日、第二回宮域擴張の暁に於て、更に国費支出方取計ふ可しとの神社局長山田準次郎の英断に依り、なほ又当神宮より寄附募集金九万六千七百六拾五円余を追加し、合計金貳拾參万六千七百六拾五円余を奈良県に寄贈し、第二回擴張事業の中間事業として、当神宮前東方周圍の土地四万有余坪を一挙に買収し、所在民家を移転し、一時県営公園の名義の下に、後日第二回事業の実現に待機したのであります」と書いた⁽⁴⁸⁾。また、同年四月の冊子には「只僅かに神宮より金貳拾參万六千七百六拾五円四拾二銭也を奈良県に寄贈し、同県の非常なる苦心と苦慮とにより、第二回擴張事業の一部たる神宮前東方の土地を買収し、家屋を移転せしめ、神宮外苑ともいふべき畝傍公園を設置せられたるは、意外の仕合せにして神宮の尊嚴と風致の保持上、聊か素志の一端を遂行し得たるものとして、衷心欣快に堪へざるものなり」とある⁽⁴⁹⁾。

昭和十六年一月当時、紀元二千六百年奉祝会囑託であつた田阪美徳は、「官幣大社橿原神宮境域擴張整備史」を纏め、「かの未曾有の関東大震災に遭遇し、国費非常節約の爲め、政府としては之が実行を中止するの已むなきに至つたことは遺憾なことであつた。依つて之が対策として、せめて境域に近接して俗化せんとする境域の東側並に表参道南側一帯の区域を買収して整備す可きことを急務としたのであつたが、土地の購入、民家の移転を執行するに少なからぬ困難な事情があつたが爲め、之を奈良県の公園事業として実現せしむるを事業遂行上便宜且つ得策なりとして、国費の内より金拾四万円、寄附金の内より金九万六千余円、合計金貳拾參万余円を奈良県に寄贈し、奈良県をして神宮境域に相応はしき公園新設を施行せしむることになつたのである」と記してゐる⁽⁵⁰⁾。

田阪の論考を参照した永瀬節治も「橿原神宮においては、俗化する周辺状況を憂慮し、さらなる神域擴張が計画されてきたが、関東大震災の発生により国庫支出が中止され、未完に終わることとなる。そこで奈良県により、大軌駅前の家屋密集地と神域との間に、運動場を中心とした公園の設置が計画されることとなり、神宮側がその費用を寄付

することで、大正一五年三月に神宮外苑としての性格を備えた県営畝傍公園が竣成する」と論じてゐる。⁽³¹⁾

しかし実際には、この「県営公園」計画は震災前から動き始めてゐた。大正十一年四月十四日、内務省の山田準次郎神社局長、荻野仲三郎考証官、角南隆技師、高塚幸三郎技手が檀原神宮に正式参拝し(根本敏成八木警察署長先導のもと、菟田宮司、島田瑞穂禰直、奈良県の小西善次郎理事官、岸熊吉技師、森口奈良吉春日神社禰直が同道)、その後菟田宮司が案内して神宮北部未買収地並びに上願中の神楽殿建設予定地を検分の上、勅使館にて「諸事合議」を行つてゐる。⁽³²⁾同年八月十五日には、菟田宮司が禰直・主典を宮司室に集め、「事業上二関シ本省并二県庁ノ意響(引用者註・嚮)ノ存スル所ヲ訓諭」し、第一回拡張事業の一部である神楽殿建設の可否と第二回拡張事業計画について、「地方状況ノ如何ニ依り前記神楽殿建設費ヲ繰延べ必要欠クベカラザル土地買取シ置クノ可否ニ付キ及ヒ伊勢神宮ノ前例ニ倣ヒ一時県営公園ヲ設置スルノ途モ有之ニ就テハ本省并、県庁等ノ意見ニ関スル件等」の話がなされてゐる。⁽³³⁾先に紹介した菟田宮司のいふ「神社局長山田準次郎の英断」とは、四月の合議によるものではなかつたか。少なくとも大正十一年夏の時点において、神楽殿建設費繰り延べと引き換えに暫定的な(将来的な檀原神宮への献納を前提とした)「県営公園」設置構想を求めた内務省と奈良県庁の意向が存したことを物語つてゐる。因みに「伊勢神宮の前例」とは、神宮への献納を目的に活動した明治期の民間団体「神苑会」による事業のことであらう。⁽³⁴⁾

そして大正十二年三月十二日、菟田宮司は水野鍊太郎内務大臣宛に次の如き「檀原神宮前公園設置費奈良県へ寄贈ノ儀ニ付稟申」(檀第四九二号)を提出した。

当神宮参拝者近来著シク増加ノ為公衆ノ便益ヲ図ル目的ヲ以テ今般奈良県ニ於テ神宮前二県営公園設置ノ計画有之該工費金拾八万九千八百円寄贈方同県ヨリ交渉相受ケ候処右公園設置ノ地域ハ神宮々域ノ神聖并ニ風致ノ保持上最モ必要ナル地点ニ有之候ニ付曩ニ国庫ヨリ御下附相成候当神宮社殿建物修築及境内規模拡張費事業中神楽殿ハ計画當時トハ大ニ四囲事情ヲ異ニシ殊ニ予テ出願中ニ関スル第二回拡張事業ノ成否確定ノ上ニ非サレハ目下ノ

処其建設位置ヲ決定スルヲ得サル実情ニ有之候間一時新築ヲ見合七別紙第二号及第三号表ノ通該費ニ於テ差引金拾四万円ノ残額相生シ候間本金額ト寄附金現在金拾万五千円ノ内金四万九千八百円トヲ以テ前記交渉ノ通り奈良県へ寄贈致度候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ右寄贈ノ儀至急御認可被成下度關係書類并ニ図面添付此段稟申候也⁵⁶

要するに、奈良県は橿原神宮の参拝者増加に対応して公衆の便益を図るため、神宮前の空間における県営公園設置計画を震災前から有してをり、神宮側に工費十八万九千八百円を寄贈して欲しいと交渉したのである。それを受けた神宮側は、当該地域は「神宮々域ノ神聖并ニ風致ノ保持上最モ必要ナル地点」であるため、拡張事業で予定してゐた神楽殿の新築計画を見合はせるなどして同額を用立てることを決し、奈良県へ寄贈すべく内務大臣の認可を求めた。「県公園設置ニ付寄贈金取調書」に土地の買収費や整理費の内訳を示した工費見積もり合計十八万九千八百円が示され、「大正十二年四月現在」の「橿原神宮境内及神苑坪数調査」には、「境内地」が三万六千六百三十八坪一合二勺、「神苑敷設予定地」を四万五千八百八合五勺としてゐるが、ここで想定されてゐる「神苑」が神宮前の県営公園に当たる⁵⁷。この申し出は、四月二十日に内務省より承認され、それに伴ひ二十三日に菟田宮司から「県営公園設置費寄贈採用願」が成毛基雄奈良県知事に出され、三十日には奈良県が県営公園設置費寄附の件を聴き届けてゐる⁵⁸。

大正十二年五月二十四日には、「県営公園敷設ニ関スル件ニ付本県土木課長吉田登全主任辻本房太郎外三名来庁三十分参拝ノ上退宮⁵⁹」してをり、奈良県は橿原神宮と連携しつつ県営公園設置に向けて具体的に動き出した。

なほ、菟田宮司が編み、大正十五年四月十八日に発行した「橿原神宮規模拡張事業竣成概要報告」に抛れば、大正十二年五月二十八日に着手した国費事業の事業種別「公園設置費寄贈金」十四万円は、「畝傍公園ヲ奈良県ニ於テ設置シ該費ヲ寄贈ス」るために充てられたが（同年七月十八日竣成）、「事業日誌抜萃」を見ると「県公園設置費」の金額として、それぞれ同年五月二十八日に二万八千九百十六円八十九銭、六月十六日に六万六千九百三十七円、七月十八日に四万四千四百四十六円十一銭と三度に互り分割して寄贈されてゐる⁶⁰。また、震災後の同十三年三月三十一日に着

手した寄附金事業の事業種別「畝傍公園設置費」九万六千七百六十五円四百二十銭は「大正十三年度貳回金五万壹千五百六拾九円大正十四年度金貳万七千百参拾円ノ寄贈金及全奨励金壹万八千六拾六円四拾貳銭ヲ支出ス」とされ（同十五年三月三十一日竣成予定）、「事業日誌抜萃」の同十三年十一月十日の項には、「県営公園設置費寄贈金十三年度分金壹千七百六拾九円全助成費金壹万八千六拾六円四拾貳銭寄贈済」と記されてゐる。⁽⁹⁾

結局、檀原神宮から奈良県への寄贈額は、震災前の国費十四万円と震災後の寄附金九万六千七百六十五円余の合計二十三万六千七百六十五円余であり、寄附金の変動によつて、当初予定の十九万円弱から二十四万円弱へと約五万円増額した。従前の説明では、震災前後の区別なく結果としての寄贈額のみが示され、奈良県からのアプローチについては触れられてこなかつた。内務省と奈良県から「県営公園」計画が提示され、工費の寄贈を以て神宮側がそれに応へたこと、かかる交渉が震災前から行はれ、その方針が決してゐたことに留意すべきである。檀原神宮「外苑」としての「県営公園」設置は、内務省・奈良県と檀原神宮側の連携のもと、震災前から決定してゐたのである。⁽¹⁰⁾

帝都東京で進行してゐた明治神宮「外苑」造営と並行する時期、当時「四囲の状態」が「俗化」せられつつあるとの懸念があつた檀原神宮においても、境内東方の隣接地に「外苑」としての「畝傍公園」が誕生したのである。⁽¹¹⁾

四 畝傍公園における運動場の設置

大正十二年十二月五日発行の冊子『檀の一本』⁽¹²⁾には「檀原神宮境内平面図」(図2)が掲載されてゐるが、境内東側(図では下側)の地に楕円形トラックの如き空間が描かれ、そこに「外園」と明記されてゐる。この時点において明確に檀原神宮の「外園(苑)」といふ認識があり、その内部はまだ想定段階であつたらうが、明治神宮を強く意識してきた檀原神宮や奈良県は、当初から「運動場」を設置するイメージも具体的に持つてゐたのである。

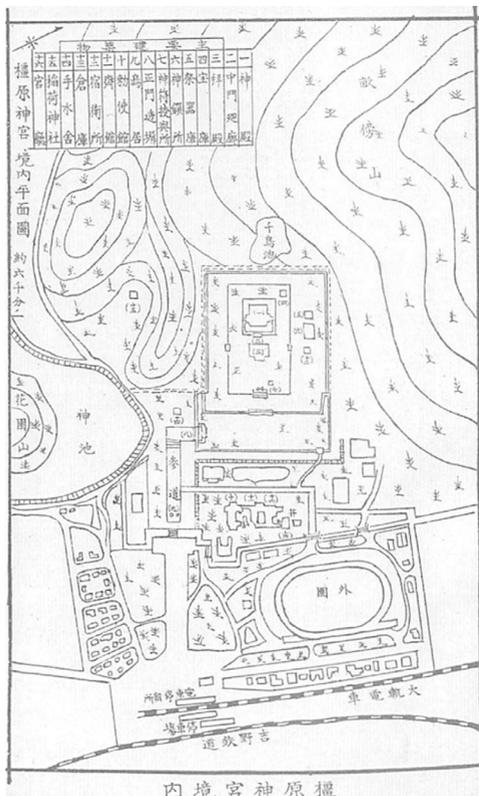


図2 檀原神宮境内平面図
 出典：官幣大社檀原神宮祭儀課編『檀の一本』
 (大正12年)

「祭」が執行され、宮司・権宮司や工事を請け負ふ奈良県の技師・技手も参列してゐるが、別の記録では同日に「手水舎地鎮祭」執行の記事があることから、ここでいふ「神苑」は、畝傍公園のことではなく、大正四年には地均工事が竣成してゐた、当時の境内神門(門前に手水舎)から鳥居までの参道附近のことであらう(手水舎工事竣成は大正十四年三月二十三日)⁽⁶⁵⁾。

恐らく当初から公園内に「運動場」を設けることを想定してゐたとは言へ、実際に設置されたのはもう少し後のことであつた。渡邊昌史が指摘する如く、畝傍公園における「運動場」設置の背景には、大正十二年三月に檀原神宮前駅を開業させてゐた大阪電気軌道(大軌)の経営戦略も透けて見える⁽⁶⁶⁾。大正十四年九月十九日、「大軌運輸会長」中谷春治郎が檀原神宮に赴き「畝傍公園設備費」として二万円寄附の申し込みをしてゐる⁽⁶⁷⁾。昭和十二年三月、奈良県知事

大正十三年八月十日、午前八時半に畝傍公園設置委員奈良県道路技師が檀原神宮庁(社務所)に来庁、公園の測量上、檀原神宮境内の手水舎附近の芝生内や第一鳥居附近に杭を一本宛打ち込むことを申し出たといふ記録がある⁽⁶⁸⁾。また、震災後の同年十月十三日には、檀原神宮神職の奉仕のもと、九時から「神苑地鎮



図3 檀原神宮外苑(畝傍公園)の一部
 出典：『檀原神宮写真帖』(檀原神宮、大正15年)

一戸二郎による内閣紀元二千六百年祝典事務局長飯沼一省宛「檀原神宮外苑運動場設置ノ件」では、冒頭から、「畝傍公園運動場ハ大正十四年檀原神宮ト協議ノ結果檀原神宮モ運動場ノ必要ヲ認め運動場設置費トシテ金貳万円ヲ県ニ寄附シタルヲ以テ之ニ依テ現在ノ運動場ヲ設置シ爾來実質上檀原神宮外苑運動場トシテ維持管理シ御神徳ノ発揚ト相俟テ体育ノ奨励ニ努メ来リタル次第第二有之候」と振り返られてをり、寄附金額も符合してゐる。⁽⁸⁸⁾

また、檀原神宮の記録では、奈良県より「畝傍公園運動場地鎮祭執行方申出」があつたため、同十五年一月二十五日早旦から祭場設備を行ひ、翌二十六日には、「公園運動場地鎮祭」の神社外参列者十二名のうち、奈良県の公園課長坂田静夫や大軌の田村藤助、請負人米田頼信の三名のみが明記されてゐる。⁽⁸⁹⁾ 同年四月十一日発行の『檀原神宮写真帖』には「外苑の一部(畝傍公園)」(図3)の写真が掲載され、同月十八日発行の『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』においても、「四万余坪を有する畝傍公園の、恰も外苑として宮域を擁護し」と表現されてゐる。⁽⁹⁰⁾

檀原神宮所蔵『檀原神宮誌』には、震災後「是に於て神宮の有金度費寄附金を合せ貳拾三万六千七百六十五円四十二銭を大正十二年度以降数回に分ちて奈良県に寄贈し県当局の非常なる苦心と考慮とにより第二回拡張の一部として計画せられたりし神宮前東方の土地を買収し家屋を移転せしめ神宮外苑ともいふべき約三万八千余坪の畝傍公園を設置せられ大正十五年末迄に土を竣へたり之を以て聊か神宮の尊厳と風致とを保持するを得たるは欣快にたへず」と記されてゐるが、その「神宮外苑」としての「畝傍公園」の景観を次の如く纏めてゐる。

畝傍公園 今畝傍公園の規模を観るに宮域の東南一帯に互り東部

は東西九十五間南北二百九十間南部は久米の高地と深田池とを除ける一帯にして大体之を二分し南部は風致樹を散植したる小路を縦横に配して園圍となし北部は南北に長き楕円形のトラックを設け東側の傾斜地を観覽席とせる体育場となす従来御濠に沿ひて南北に通ずる県道は久米寺北門より大軌駅前及び運動場の東を通し公園の北端に沿ひて折れ畝傍部落の東に於て旧県道に接続す体育場東の道路の東外大軌線路との間の狭長なる地域及び大軌駅以南の一部を地方民に貸付けて市街地となす神橋より県道に至る間に中十二間の参道を設け人道との境には檜樹を列栽すこれ畝傍公園の大観なり⁽⁷²⁾

昭和七年の「畝傍公園平面図」⁽⁷³⁾で確認しても、北部(図の右方面)に「南北に長き楕円形のトラック」は設けられてゐるが、基本的な構図は未だ「運動場」設置前の想定図であつた大正十二年十二月の「榎原神宮境内平面図」(「榎の一本」と同じである。さらに運動場には「材料庫」や「運動場管理所」の施設もあつたことが知られる。

また、田阪美徳は、畝傍公園の特殊性について、次のやうに記してゐる。

奈良県に於ては、煩瑣困難な事情の下に於て、非常な苦心を払ひ、民地約参万八千余坪を買収し、所在の民家を立退移転せしめ、先に改修したる境域に近接せる県道は更に附替へ改修し、大軌線榎原神宮前駅より神宮境内神橋に至る間は表参道延長の型態に築造し、その南北両側は樹林とし、更に北側の広き区域には運動場を設け、献木を募集して四周の造苑施設を整へ、大正十五年三月所謂県営畝傍公園が竣成した。爾来本公園は県公園課直営のもとに管理せられて来たが、その設置費は国費と本神宮寄附金より支出された特殊の公園であつて、本質として神宮外苑として境域の延長と見做す可きものであつたのである。本公園の新設実施当時の万端の努力より、其の後の公園管理に当られたるは現奈良県公園課長坂田静夫氏であることを特に附言して置き度い⁽⁷⁴⁾。

昭和初年には、奈良・吉野・畝傍の三公園を対象として「公園土地建物使用規則」(昭和二年四月二十日、奈良県令第十七号)や「公園内行人取締規則」が設けられてゐた⁽⁷⁵⁾。また、「畝傍公園運動場使用條例」(昭和九年四月十九日奈良県

條例第七号)も制定された⁽⁷⁶⁾。しかし、橿原神宮側からすれば、「畝傍公園はその管理は神宮職員が当り、維持費年額千三百円を神宮より寄附する約定であつた」のである⁽⁷⁷⁾。実際には、橿原神宮の神職(例へば、昭和十一年は禰宜の河田晴夫)が「畝傍公園取締」を務め、奈良県の公園課との事務的なやり取りを行つてゐた⁽⁷⁸⁾。書類上から実際の使用実態の一端を窺つてみると、例へば、大阪市立大阪商科大学(現・大阪公立大学)学友会ラ式蹴球部(ラグビー部)三十名が練習のため、昭和九年八月二十日から三十一日までの予定でグラウンド借用願を提出してゐたり、昭和十年八月十三日の終日、「畝傍北青年団陸上競技大会」のため「畝傍公園運動場占用願」が出されてゐる。

昭和五年に奈良県公園課長の坂田静夫が編んだ『大和名所新案内』は、「畝傍公園」について、「橿原神宮の外苑として設けられた県営公園で大正十二年の創設である。総面積僅に七町歩余ではあるが之により神宮の森厳を増し神宮参拝者をして一層の浄潔の感を起さしめる様になつた。園内に運動場あり各種の競技に利用せられて居る」と述べてゐる⁽⁷⁹⁾。昭和十二年に奈良県が編んだ『大和の展望』における「畝傍公園」の説明もこれに似たやうなものであるが、別途「各種体育運動の常設競技場」を紹介する中で、「最近に於ける平均一ケ年間の使用日数」は、春日野運動場の二百五十日、美吉野運動場の百日に対し、「畝傍公園内運動場」は五十日であつた⁽⁸⁰⁾。また、奈良県内の代表的三公園グラウンドの敷地面積を比較すると、「春日野グラウンド」(明治四十三年開設は一万坪、「美芳」(引用者註・吉野グラウンド)大正十五年開設)が二万二百四十坪に対し、「畝傍公園グラウンド」は三千八百八十九坪に過ぎなかつた⁽⁸¹⁾。

五 むすび

橿原神宮御鎮座四十年に当たる昭和五年、菟田茂丸宮司は、安達謙蔵内務大臣に対して「第二回宮域拡張及建物修築ノ儀ニ付追願」を七月二日に提出し、「当神宮永遠ノ大計ヲ樹テ」、百七十一万五千二百九十五円の予算を以て、昭

和十五年の神武天皇即位二千六百年と檀原神宮御鎮座五十年の完成、祝典開催を期し、国費支弁による建造物の修築と境域一拡張の施工を上申した。⁽⁸²⁾さらに奈良県選出の衆議院議員服部教一らに依頼してこの内容を帝国議会の建議案として議会の協賛を得ようとしたが、同六年三月に衆議院を通過したものの実現はしなかった。⁽⁸³⁾これは第二回拡張事業をバージョンアップした内容で再開しようとするものであったが、「追願」で触れられた如く、「神宮外苑トモ云フベキ畝傍公園」の設置は「第二回規模拡張ノ一部ヲ実現シ得タル次第」といふ前提で計画されたものであった。

これ以後、「紀元二千六百年奉祝」を旗印とする多様な動きの中で、檀原神宮「外苑」はどうなるのか(図4)。かかる課題は別稿を期すが、ここでは昭和十二年三月の『公園緑地』(彙報)欄に掲載された記事を紹介しておく。

○姿を消す県立畝傍公園しかし実質的には充実さる

紀元二千六百年記念事事(引用者註・業)として実施される檀原神宮神域の大拡張に伴ひ奈良、吉野と共に三県立公園たる畝傍公園が姿を消すこと、なつた、同公園は大正十二年神宮の寄附金をもつて開設同十三年竣工、県公園課で管理してゐたもので神宮の外苑に当り神宮の森蔽さを増すと共に園内にグラウンドを擁し県主催の各種競技会が催されてゐるが今回現在の神域約七万坪が一挙十七万坪に拡張されることになつた結果つひに神域内に包含されること、なつたものであるが同公園の実質は神域に編入されると共にますます發揮されるわけである。

(二、二〇 奈良版⁽⁸⁴⁾)

細かいことは抜きに結論のみ言へば、昭和十五年に谷三三五(第八回パリ五輪陸上競技出場選手)が「檀原神宮外苑の体育設備は総て檀原道場に含まれて居る」と述べた如く、「畝傍公園」が消え、新たに登場した体育・スポーツ施設を含む空間は、「神宮道場」であつた。同年の「紀元二千六百年」に当たり、「奈良県奉祝会が全国より浄財を蒐め、また百二十万建国奉仕隊の浄汗奉仕を得て、檀原神宮外苑に建設した国民精神教育並に体位向上の総合的施設」(「檀原神宮畧記」)である「檀原道場」の建設諸費募財に関しては、奈良県奉祝会(会長・三島誠也奈良県知事)と大阪朝日新聞

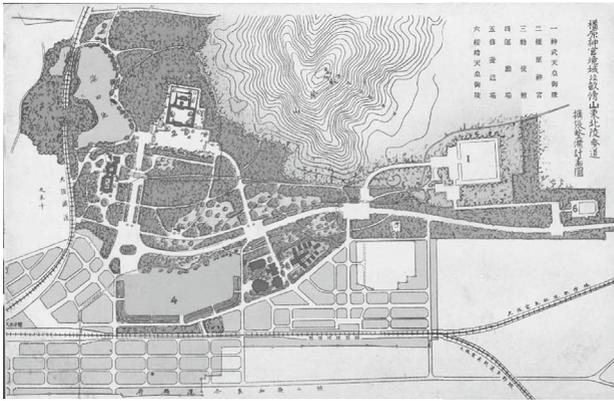


図4 檀原神宮境域竝畝傍山東北陵参道拡張整備計画図
 出典：筆者所蔵絵葉書

社が担当したが、大阪電気軌道は、天理教会本部や原田積善公等とともに特定資金を寄せてゐる。⁽⁸⁶⁾「檀原道場」のうち、体育・スポーツ施設の性格を持つてゐたのは、大運動場（大集団訓練場、陸上競技場、蹴球場、庭球場）、野外公堂（相撲、柔道、剣道、庭球、拳闘、排球、籠球など）、建国会館（武道・柔道・剣道・薙刀等）の練習並試合場）、弓道場であつた。⁽⁸⁷⁾

昭和十一年十月十三日に奈良県会議長ほか十三名が連署して紀元二千六百年祝典評議委員会委員長阪谷芳郎宛に提出した陳情書において、「此際国費ヲ以テ或ハ紀元二千六百年奉祝会ニ於テ明治神宮ノ例ニ倣ヒ外苑ニ相当整備セル

グラウンドヲ設置シ以テ体育ノ奨励ト日本精神ノ発揚ニ資セラレンコトヲ望ム⁽⁸⁸⁾」と訴へたやうに、「紀元二千六百年」奉祝を奇貨として「明治神宮外苑」並みの待遇を求め続けた。しかしながら結局、「奈良県奉祝会の事業として大阪朝日新聞社協賛のもとに竣成した檀原神宮外苑と称せらる、檀原道場」は、「檀原神宮外苑」とは呼ばれたが、奈良県営の施設とされたままであつた。⁽⁸⁹⁾檀原神宮と奈良県は、「都市としての明治神宮（内苑+外苑）」モデルを常に意識しつつ、大正末までには檀原神宮「外苑」としての「畝傍公園」、昭和十五年には「檀原道場」成立に漕ぎ着けたのであるが、いづれもその在り方は神社の附属空間である明治神宮「外苑」とは異なつてゐた。

本稿では、檀原神宮「外苑」たる「畝傍公園」の形成過程を追究してきたが、体育・スポーツ施設といふ観点からすれば、「檀原道場」の前身を跡付けたに過ぎない。複雑な「紀元二千六百年」奉祝事業に分け入りつつ「檀原道場」の成立と展開、実態を解明することによつ

て、「檀原神宮には外苑が附属し、大人数を収容することのできる設備が整っていたため、昭和十年代後半から終戦に至る期間、国威発揚・戦意高揚を目的とした様々な行事の会場として用いられ、また神宮はそうした行事に協力した。東京における明治神宮・神宮外苑と同じ役割を、関西では檀原神宮が担っていたといえる」といふ『檀原神宮史続編』の記述の妥当性についても検証することが可能となるだらう。

註

- (1) 「県立檀原公苑」[<https://www.pref.nara.jp/10392.htm>] 令和五年十月二十五日閲覧を参照。
- (2) 栗山倉治郎『かゝやく紀元二千六百年』紀元二千六百年奈良県奉祝会、昭和十五年九月五、九六頁。
- (3) 奈良県立檀原公苑五〇周年記念史編集委員会編『創立五十年史』(奈良県立檀原公苑、平成二年一一〇一頁)。
- (4) 前掲『創立五十年史』一頁。
- (5) 逸崎貞三編『建国聖地めぐり』(平凡社、昭和十四年)二、一四、一五頁。
- (6) 坂田静夫「建国奉仕隊の作業状況」(公園緑地)第二卷第一号、昭和十三年)。
- (7) 奈良県郷土顕彰会編著『旅の読本畝傍と飛鳥』(寝々堂書店、昭和十五年)一七頁。
- (8) 前掲『創立五十年史』一一〇一頁。前掲『かゝやく紀元二千六百年』八八―一三〇頁、「紀元二千六百年奉祝事業」(奈良県編『奈良県政七十年史』奈良県、昭和三十七年)九三―九五八頁、改訂檀原市史編纂委員会編『檀原市史 本編上巻』(檀原市役所、昭和六十二年)四〇七―四二四頁。
- (9) 古川隆久「皇紀・万博・オリンピック―皇室ブランドと経済発展―」(中央公論社、平成十年、新装版)吉川弘文館、令和二年)。
- (10) 渡邊昌史「檀原道場」設立に関する一考察―「国民統合」とスポーツツーリズム―」(『奈良体育学会研究年報』第一九号、平成二十七年)。
- (11) 高木博志『近代天皇制と古都』(岩波書店、平成十八年)六、七、五五頁。
- (12) 柳五郎「風致地区に与えた創建神社の影響」(『造園雑誌』第五三卷第五号、平成二年)、古賀史朗「風致の聖と俗―東京の風致地区を中心に―」(原田勝正・塩崎文雄編『東京・関東大震災前後』日本経済評論社、平成九年)。

- (13) 奈良県都市計画協会監修・奈良県都市計画研究会編『奈良県の都市計画——近代都市計画と都市計画区域マスタープラン——』(清文社、平成十六年)一一一―一六、四一―四三頁。
- (14) 永瀬節治「昭和戦前期における橿原神宮を中心とした空間整備事業に関する研究——紀元二六〇〇年祝典に際しての「神都」創出とその文脈——」(『都市計画論文集』第四四卷第三号、平成二十一年)。
- (15) 山口輝臣「明治神宮の出現」(吉川弘文館、平成十七年)、佐藤一伯「明治聖徳論の研究——明治神宮の神学——」(国書刊行会、平成二十二年)、今泉宜子「明治神宮——「伝統」を創った大プロジェクト——」(新潮社、平成二十五年)、長谷川香「近代天皇制と東京——儀礼空間からみた都市・建築史——」(東京大学出版会、令和二年)を参照。
- (16) 藤田大誠「明治神宮体育大会とオリンピック——日本の神前スポーツの近代的展開——」(『神園』第二二号、令和元年)を参照。
- (17) 青井哲人「植民地神社と帝国日本」(吉川弘文館、平成二十七年)六一―二五頁。
- (18) 藤田大誠「慰霊の「公共空間」としての靖國神社」(『軍事史学』第四七卷第三号、平成二十三年)、同「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営——「公共空間」としての神社境内——」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年)、「帝都東京に創建されたモダンな公共空間。——人霊祭祀と近代神社——」(『東京人』第三〇巻第五号、平成二十七年)。
- (19) 藤田大誠「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想——「明治神宮体育大会」研究序説——」(『國學院大學人間開発学研究』第四号、平成二十五年)、同「神社から見た渋谷」(『國學院大學研究開発推進センター渋谷学研究會・石井研士編著『渋谷の神々』雄山閣、平成二十五年)、同「帝都東京における「外苑」の創出——宮城・明治神宮・靖國神社における新たな「公共空間」の形成——」(藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後——近代神社をめぐる環境形成の構造転換——』鹿島出版会、平成二十七年)、同「明治神宮外苑拡張構想と幻の東京オリンピック」(『國學院大學人間開発学研究』第九号、平成三十年)、同「コラム8 満洲の神社と体育・スポーツ施設」(高嶋航・佐々木浩雄編著『満洲スポーツ史——帝国日本と東アジアスポーツ交流圏の形成——』青弓社、令和六年刊行予定)。
- (20) 橿原神宮の創建過程については、西内成郷編『橿原神宮御祭神記並御由緒記』(橿原神宮、明治三十九年)、藤井貞文「欽定憲法発布と橿原神宮の創建」(中山久四郎編『神武天皇と日本の歴史』小川書店、昭和三十六年)、堀井純二「橿原神宮の創建」(『神道史研究』第三七卷第四号、平成元年)、長谷川怜「橿原神宮創建の沿革」(清水潔監修『神武天皇論』橿原

- 神宮庁、令和二年）などを参照。檀原神宮史に関する公刊基礎資料（史料集）としては、長尾薫監修『檀原神宮史』巻一・巻二（檀原神宮廳、昭和五十六年）、長尾薫・山田正監修『檀原神宮史』別巻（檀原神宮廳、昭和五十七年）がある。
- (21) 長尾薫「序」前掲『檀原神宮史』巻一、三、四頁。
- (22) 前掲『近代天皇制と古都』第一章。外池昇「奥野陣七と神武天皇——神武天皇陵と檀原神宮の周辺——」（『日本常民文化紀要』第二七輯、平成二十一年）、同「畝傍檀原教会による「会員募集」」（『日本常民文化紀要』第三二輯、平成二十八年）、幡鎌一弘「神武陵と檀原神宮の周辺——国家神道・教派神道再考——」（高木博志編『近代天皇制と社会』思文閣出版、平成三十年）も参照。主な史料として、前掲『檀原神宮史』巻一、二六六、二六七、三二七—三三二頁、『神苑会関係書 甲・乙』（奈良県立図書情報館所蔵『奈良県庁文書』）がある。
- (23) 前掲『檀原神宮史』巻一、二七〇、二七二、二七八、二七九、三四六頁。
- (24) 『昭和二十一年稿 檀原神宮史』後篇 沿革 第一部 第一章 建物修築及境域拡張（檀原神宮所蔵）。なほ、手書き原稿としてのみ残つてゐる未刊行資料『昭和二十一年稿 檀原神宮史』五冊の作成は、昭和十八年七月に決定した「神宮五十年史」編纂（御祭神御伝記調査）事業として進められ、同二十年に編纂と執筆が終了してゐる。檀原神宮職員から係員を任命するとともに、編纂員として宮地直一・永島福太郎・高橋萬次郎の三名が委嘱されてゐた。田浦雅徳監修『檀原神宮史』続編（檀原神宮庁、令和二年）一八一—二二頁を参照。本論文で使用するのは三冊目のみである。
- (25) 前掲『檀原神宮史』巻一、三六七、五一〇、六八五、七〇七頁、前掲『檀原神宮史』第二、三〇一—三〇三、三八六、四〇七、四三四、四八〇、九四六頁。
- (26) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (27) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』、藤井貞文・菟田俊彦編『桑原芳樹翁傳』（学校法人國學院大學内「桑原芳樹翁伝」刊行会、昭和五十一年）一〇四—一七頁。
- (28) 『檀原神宮規模拡張事業の沿革』（檀原神宮所蔵）。
- (29) 菟田茂丸『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』（檀原神宮、大正十五年、前掲『檀原神宮史』巻二、二一六—三〇四頁にも翻刻あり）一、二頁、前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (30) 『大正元年度起 境内拡張事業書類』（檀原神宮所蔵）。
- (31) 『檀原神宮講社拡張趣旨・規約・事業概要』（三輪文明社、奥付なし）三頁。この筆者が所蔵する冊子と若干内容を異にす

る同名史料が前掲『檀原神宮史』巻一、五二九―五四三頁に翻刻されてゐる。前者の方が改訂版である。

- (32) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』二頁、前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。なほ、農学系造園学や都市計画の代表的人物として知られる折下吉延は大正三年当時、奈良女子高等師範学校教授の傍ら、「従来の参道の変更、拡張買収地の地均、植栽等」といふ檀原神宮の林苑整備に参画してゐる。この経験の直後、大正四年五月には明治神宮造営局技師に任ぜられ、明治神宮内苑・外苑、内外苑連絡道路の造営に深く関はることとなる。前島泰彦編『折下吉延先生業績録』(折しも先生記念事業会、昭和四十二年)を参照。

- (33) 奈良県史編集委員会編『奈良県史 第五巻 神社』(名著出版、平成元年)三八六頁。

- (34) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』、前掲『檀原神宮史』巻一、五六九、五七〇、六六〇、六六一、六七六、六七七頁。

- (35) 前掲『檀原神宮史』巻一、六七七、六八三、六八五頁。

- (36) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』三頁、前掲『檀原神宮史』巻一、七〇七頁。

- (37) 前掲『檀原神宮規模拡張事業の沿革』。

- (38) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』三頁。

- (39) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』三一五頁、前掲『檀原神宮史』巻一、七六二―七六四、七七八、八四七頁。
- (40) 『大正十年二月七日 第二回宮域拡張一件書類並議会議案提出書類』(檀原神宮所蔵)、前掲『檀原神宮史』巻一、七三五、七三六頁。

- (41) 「檀原神宮崇祀向上二閣スル建議案」(第四十二回帝国議会議院議事速記録)第九号、大正九年二月十日)。

- (42) 平山昇「大正期の檀原神宮に関する覚書」『運動する宮司』菟田茂丸に着目して―(『奈良に蒔かれた言葉と思想』―「近世・近代の思想研究会」調査研究レポート3―) 奈良県立大学ユーラシア研究センター、平成三十一年)を参照。

- (43) 前掲『大正十年二月七日 第二回宮域拡張一件書類並議会議案提出書類』、前掲『檀原神宮史』巻一、七八七―七九三頁。

- (44) 大正十二年三月に大阪電気軌道(大軌)が西大寺駅―檀原神宮前駅(旧駅)を全通させ、同年十二月には吉野鉄道(後の大軌吉野線)が吉野口駅―檀原神宮前駅間を開業して乗り入れ、昭和四年には大阪鉄道(大鉄)の檀原神宮駅が開業する。檀原市史編集委員会編『檀原市史』(檀原市、昭和三十七年)三八―三八四頁を参照。

- (45) 前掲『大正十年二月七日 第二回宮域拡張一件書類並議会議案提出書類』、「檀原神宮第二回宮域拡張及建物修築二閣スル建

議案(『第四十四回衆議院議事速記録』第三三〇号、大正十年三月二十四日)。

- (46) 「檀原神宮第二回宮域拡張及建物修築ニ関スル建議案」(『第四十五回衆議院議事速記録』第二二五号、大正十年三月五日)、前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』四、五頁、前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (47) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (48) 菟田茂丸『檀原の遠祖』(平凡社、昭和十五年)二五九、二六〇頁。
- (49) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』五頁。
- (50) 田阪美徳「官幣大社檀原神宮境域拡張整備史」(『公園緑地』第五卷第一号、昭和十六年)。
- (51) 前掲「昭和戦前期における檀原神宮を中心とした空間整備事業に関する研究」。
- (52) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (53) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (54) 藤井清司編『神苑会史料』(神苑会清算人事務所、明治四十四年)、谷口裕信「神苑会の活動と明治の宇治山田」(ジョン・ブリン編『変容する聖地 伊勢』思文閣出版、平成二十八年)を参照。
- (55) 前掲『檀原神宮史』巻二、六一、六二頁。
- (56) 前掲『檀原神宮史』巻二、六二、六三、六七、六八頁。
- (57) 前掲『檀原神宮史』巻二、六六、六七頁。
- (58) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。
- (59) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』一三、一〇五、一〇六頁。
- (60) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』二六、一〇七頁。
- (61) そのことは、「奈良県起案畝傍公園敷地」の「土地取用公告」が、震災前の大正十二年七月五日における内閣の認定によつてなされてゐることからも分かる(『官報』第三三〇五、三三二七号、大正十二年八月六日、九月一日)。
- (62) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』四頁。
- (63) 「檀原神宮境内平面図」(官幣大社檀原神宮祭儀課編『檀の一本』大正十二年)。
- (64) 前掲『檀原神宮史』巻二、一三三頁。奈良県庁職員が就いた「畝傍公園設置委員」については、「畝傍公園設置委員規程」(大正十二年四月二十六日庁調第一七号)(奈良県編『加除自在 現行奈良県法例類纂 第二綴』奈良明新社、昭和六年、

第六類「公園 風致地区」(三頁)を参照。奥田信義『奈良県現代人物誌』第一編(奈良新報社、大正十三年)四八三、四八四、四八六、四八七、六五六、六五七頁からは、奈良県庁の西精一内務部庶務課長や吉田登内務部土木課長、庶務課の多田儀一が「畝傍公園設置委員」であつたことが分かる。

(65) 前掲『檀原神宮史』巻二、一三三、一三三、一三三、一三三、二七〇、二七九、二八〇、二九五、二九八頁。

(66) 前掲『檀原道場』設立に関する一考察」。

(67) 前掲『檀原神宮史』巻二、二〇一頁。なほ、大正十四年九月三十日、「大阪府中河内郡小阪村 大阪電気軌道株式会社」は、「大正十四年四月奈良県畝傍公園設置費金 二万五千円寄附ス」といふ理由から、「褒章條例」に基づいて内閣賞勲局より「公益ノタメ私財ヲ寄附セシ廉ヲ以テ」一号褒状を下賜せられてゐる(『官報』第三九五九号、大正十四年十一月四日)。何故か金額が五千円多い。

(68) 「檀原神宮外苑運動場設置二関スル件(奈良県知事)」(国立公文書館所蔵『各種調査会委員会文書』紀元二千六百年祝典評議委員会書類・十九建議請願等二関スル書類)。

(69) 前掲『大正十年二月七日 第二回宮域拡張一件書類並議會提出書類』、前掲『檀原神宮史』巻二、二二四頁。

(70) 前掲『檀原神宮規模拡張事業竣成概要報告』一〇九頁。

(71) 『檀原神宮誌』(檀原神宮所蔵)。

(72) 前掲『檀原神宮誌』。

(73) 小川順康「畝傍公園平面図(縮尺六百分の一)」(奈良県立図書館情報館所蔵)。

(74) 前掲「官幣大社檀原神宮境域拡張整備史」。

(75) 『檀原神宮庶務細則 附諸規定』(檀原神宮所蔵)八七—九九頁。

(76) 前掲「加除自在 現行奈良県法例類纂 第二綴」三八、三九頁。

(77) 前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』。

(78) 『畝傍公園二関スル書類綴 第四、五、六号(昭和九—十一年)』(畝傍公園貸地台帳)(檀原神宮所蔵)。以下の記述も同様。

(79) 坂田静夫編『大和名所新案内』(東洋図書、昭和五年)九八頁。

(80) 奈良県編『大和の展望』(奈良県、昭和十二年)六九—七一、一六三頁。

(81) 文部大臣官房体育課編『昭和八年四月 本邦一般社会ニ於ケル主ナル体育運動場調』(文部大臣官房体育課、昭和九年)

二五頁。

(82) 『自昭和五年 宮域拡張事業書類綴』(檀原神宮所蔵)、前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』、前掲『檀原神宮史』巻一、三七〇―三七二頁。

(83) 前掲『自昭和五年 宮域拡張事業書類綴』、前掲『昭和二十一年稿 檀原神宮史』、前掲『檀原神宮史』巻一、三七九―三八六頁。

(84) 「姿を消す泉立畝傍公園しかし実質的には充実さる」(『公園緑地』第一巻第三号、昭和十二年)。

(85) 谷三三五「檀原神宮外苑の体育施設」(『体育日本』第一八巻第五号、昭和十五年)。

(86) 藤田宗光編『檀原神宮と建国奉仕隊』(阪神急行電鉄百貨店部、昭和十五年)、甲佐知定編『檀原道場施設概要』(檀原道場、昭和十六年)を参照。

(87) 『檀原道場要覧』(檀原道場、昭和十六年)を参照。

(88) 「陳情書」(『紀元二千六百年祝典記録』第七冊、奥付なし)五一頁。

(89) 田阪美徳「官幣大社檀原神宮並畝傍山東北陵を中心とする紀元二千六百年記念事業工事概要」(『公園緑地』第五巻第三号、昭和十六年)。

(90) 前掲『檀原神宮史 続編』一三頁。

【附記】

檀原神宮(久保田昌孝宮司)所蔵史料の調査に当たり、懇切に御対応いただいた高銚義嗣権禰宜をはじめとする檀原神宮神職・職員の方々、さらに御仲介と御案内をいただいた皇學館大学文学部の長谷川怜准教授(国史学科)・高野裕基助教(神道学科)に対して心より御礼を申し上げます。なお、本研究は、JSPS科研費の基盤研究(C)「日本の奉納競技の近代的展開に関する研究——神社・皇室とスポーツ文化との関係——」(研究課題／領域番号 21K11387、研究代表者：藤田大誠)の助成を受けたものである。

(國學院大學人間開発学部健康体育学科教授)